

Ⅱ 七ヶ宿町教育基本方針

日本国憲法、教育基本法の精神並びに宮城県教育基本方針と
地域の実態に即応しながら

「生きる力」をはぐくみ、楽しく学べる学校
「自立と共生」の調和がある地域社会
「生涯現役」をめざし、芸術文化とスポーツに親しむ町民
を重点に町民の生涯にわたる学習の充実に努める。

令和4年度 教育施策

【学校教育の基本方針】

- 豊かな自然に満ち、歴史と文化の香り高い七ヶ宿町の郷土を愛し、心身共に健やかで、自ら学び主体的、対話的な学びで課題を解決し、未来を切り開く「生きる力」に満ちた児童生徒の育成に努める。
- 学びを人生や社会に活かそうとする「学びにむかう力・人間性等」（どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）を涵養し、町や地域活性化のために一人ひとりを活かした楽しい学びの実現を目指す。

【令和4年度の優先事項】

1. 学習指導要領の趣旨を活かした教育課程の編成に取り組む。
2. 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を核として地域、保護者と共に学校づくりを推進する。
3. 保・小・中学校間の連携学習や活動を一層推進する。
4. 小学生を対象にした夏季休業中の寺子屋事業と、中学生を対象にタブレットを活用したオンラインによる学習支援を行う。
5. 志教育の理念のもと、将来の夢と志の実現に向けて自主的・自立的に行動する児童生徒を育成する。また、総合的な学習における実践的な学びの成果を発信する。
6. 児童生徒の国際化社会への適応、コミュニケーション能力を培うため、小学校1年生からの外国語（英語）活動を推進する。
7. GIGAスクール構想におけるICT（タブレット端末、デジタル教科書等）を活用して、分かる授業を展開し児童生徒の学習意欲の向上を図る。
8. 保・小・中学校における連続性のある教育実現と積極的に情報を発信し、地域に開かれた信頼される学校を目指すと共に、自慢の学校づくり推進事業の活用による、七ヶ宿ならではの特色ある学校づくりを推進する。

【重点努力事項】

【学校教育の基本方針】に則り、校長のリーダーシップの下、全教職員の英知と努力を結集し、学校運営協議会を核とした地域との協働による「特色ある学校」づくりと学力の確実な定着及び向上を図る。展開に際しては、以下の重点努力事項の達成に努める。

1 「確かな学力の育成」

(1) 特色ある教育課程の編成と確実な実施

【地域の特性を踏まえた教育課程の編成】

- ① 社会の変化と学習指導要領の趣旨並びに地域の特性や児童生徒の実態を踏まえ、児童生徒が将来社会で自立的に生きるために必要とされる「生きる力」を育むために、調和と系統性の観点を押さえた特色ある教育課程の編成と確実な実施に努める。
- ② 国語力（言葉）を育成するために、低・中学年の国語科において話すこと・聞くこと・書くこと・読むことなどの基本的な力を定着させた上で、各教科等において発達段階に応じ、対話、記録、報告、要約、説明、感想等の言語活動を積極的に取り入れる。
- ③ 児童生徒が将来対面する国際化社会への適応とコミュニケーション能力を養うため、小学校1年生から外国語（英語）活動を体験させ、「できた。わかった。」の達成感を通して、他教科も含めた全体的な学力の向上に努める。
- ④ 地域の自然や産業及び文化的行事等、地域素材の教材化を進め、自らの生き方を考える力を育てる。
- ⑤ 体験的な理解や繰り返し学習を重視し、基礎的・基本的な知識・技能を、発達段階に応じて徹底して習得させる。
- ⑥ 基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むため、発達段階に応じて、ICT（タブレット端末、デジタル教科書等）等の活用を工夫し、学習意欲の向上を図る。
- ⑦ コミュニケーションや感性・情緒、知的活動の基盤である国語力（言葉）の重視や体験活動の充実を図ることにより、児童生徒に他者、社会、自然、環境との関わりの中で生きぬく自信を持たせる。
- ⑧ 新学習指導要領の趣旨の理解を図り、資質・能力の三本柱（生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）を踏まえた教育課程の編成に取り組む。

(2) 指導方法の工夫・改善

【分かる、できる授業の展開】

「分かる授業」「できる喜び」を味わわせる授業の構築を目指すため、宮城県教育委員会の「学力向上に向けた5つの提言」と「七ヶ宿小・中学校学習スタンダード」を実践し、学習意欲や自信を持たせる授業づくりを展開する。

【基礎・基本の確実な定着と探究型学習活動】

授業は、児童生徒の学習意欲を喚起し、基礎的・基本的な内容を確実に習得させた上で、児童生徒の学習状況に応じて、知識・技能を活用する探究型の学習活動も適宜行う。

【少人数を活かした指導法の工夫】

- ① 小規模校の特色を活かし、児童生徒一人一人の実態や全国学力・学習状況調査等の結果分析を踏まえ、個別指導、繰り返し指導、ICTを活用した指導などの指導方法や指導体制を工夫・改善し、個に応じた指導を充実させる。
- ② 小規模校のデメリットを補うため、交流学习、体験学習、合同授業やTT（協力教授組織）を活用するなど学習形態や指導方法の工夫を図ると共に、ICTを活用した他校との合同授業の取り組みを研究し、児童生徒の社会性や協調性及び発表力や表現力の育成に努める。

【きめ細かな補充学習の充実と発展的な学習】

つまづいている児童生徒には、補充学習を充実させるなどきめ細かな学び直しの場を設定すると共に、一定の理解の程度にある児童生徒には、発展的な学習を行うなど児童生徒一人一人に応じた「確かな学力」を育成する。

【授業改善】

これからの時代に求められる資質・能力の育成を図る取組を進めるため、教材・教具や学習ツールの一つとしてICT機器を積極的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけた授業改善を充実させ、生涯にわたり学び続ける児童生徒を育成する。

【家庭との連携による家庭学習の習慣化】

児童生徒の家庭生活や家庭学習等を家庭生活状況調査等により把握すると共に、授業に関連を持たせた適切な課題や宿題を出し、点検・評価すると共に常に家庭と連携を図りながら児童生徒の家庭学習の習慣化を図る。

2

豊かな心の育成

【道徳教育の充実】

- ① 「主として自分自身に関すること」、「主として他の人との関わりに関すること」、「主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」、「主として集団や社会との関わりに関する道徳的諸価値の理解と判断力」を培うため道徳の時間を充実させ、併せて社会体験や自然体験を生かした道徳教育を学校教育活動全体を通して推進する。
- ② 特別の教科「道徳」について、学習指導要領の趣旨を踏まえた指導計画に基づき実践に努める。

【好ましい人間関係の醸成】

一人一人が大切にされ、互いに認め合える児童生徒同士の好ましい人間関係や教師との信頼関係を構築し、温かい雰囲気の中で安心して自分の力を発揮できる学級・学校の環境づくりに努める。

【志教育の推進】

- ① 志教育の理念のもと、「人とかかわる」「よりよい生き方をもとめる」「社会での役割をはたす」という3つの視点で自分の生活を振り返ることを通じて、学習や体験的活動の成果を自分の生き方として考え、将来の夢と志の実現に向けて自主的・自立的に行動する児童生徒を育成する。
- ② 小・中学校の内容を整理し、発達段階を踏まえた系統的で協働的な志教育の推進を図る。

【キャリア教育の充実】

「生き方指導」としての進路指導の重要性に鑑み、児童生徒の実態や発達段階に応じた進路学習を、各教科、特別活動、道徳、総合的な学習の時間との有機的な関連のもと、計画的・組織的に教育課程に位置付ける。その際、上級学校の説明会や学校見学、職場見学、職場体験学習

等、体験的な学習を取り入れながら、進路選択能力を育成すると共に、進路相談の計画的・継続的实施に努める。

【家庭と連携した基本的生活習慣・規範意識の形成】

家庭との連携・協力のもと、「はやね・はやおき・あさごはん」やあいさつ等、社会生活を送る上での望ましい基本的生活習慣や規範意識の形成に努める。

【生徒指導の校内体制整備と関係諸機関との連携】

児童生徒一人一人の心理・身体状況を適切に把握しながら、全職員が一致協力して生徒指導に取り組む校内体制を整備すると共に、保護者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係諸機関と連携し、「いじめ」や「不登校」及び「暴力行為」等の問題行動への対応は、適時・適切に行い、早期の解決、改善を目指した指導を行う。

【国際理解教育の推進】

児童生徒の実態や発達段階を考慮しながら、自国や外国の生活や文化、習慣を理解し、国際性を身に付けさせる学習をALTを十分に活用して実践し、外国語活動並びに国際理解教育の推進を図る。

【体験的活動等による豊かな感性と行動力の育成】

音楽会や作品展などの文化的活動、福祉施設でのボランティア活動、スポーツ活動の推進により美しいものに感動したり、共に助け合って生きる共生意識の醸成や自己実現を図ったりするなど、豊かな感性と自ら考え行動できる力を育成する。

【情報教育・環境教育・福祉教育・人権教育の推進】

情報教育、環境教育、福祉教育、人権教育等、今日的課題となる教育内容を、児童生徒の実態や発達段階を考慮しながら、教育課程の調和や系統性の観点から適切に位置付けると共に、計画的な実施に努める。

情報教育として、児童生徒一人1台のタブレット端末を効果的に活用し、情報社会に主体的に対応できる情報活用能力の育成に努め、プログラミング学習を充実させる。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）によるトラブルやネット依存など情報化社会の進展に伴う課題に対応するため、携帯電話・インターネットに関する安全・安心教室の開催や、家庭への啓発活動の促進等により、情報モラル教育の充実に努める。

【愛郷心の育成と地域人材の活用】

- ① 郷土の生活様式、風俗、習慣、歴史や伝統に興味・関心を持たせ愛郷心を育てるため、教育活動全体を通じて体験的な学習を取り入れ、積極的に地域人材を活用し、地域の教育力を生かす。
- ② 地域や町主催の行事に積極的に関わり、より地域や町の文化に触れ、それを受け継ぎ、ふるさとを誇りに思う心を醸成する。

3

健やかな身体の育成

【健康・安全教育の充実と食育教育の推進】

- ① 児童生徒一人一人の心身の健康保持に配慮し、マラソンやクロスカントリースキーなどの年間を通じた継続的な運動を通じて体力の向上を図り、生涯スポーツの基盤づくりを行うと共に、心身の調和的発達を目指すため「体育・健康に関する指導」を学校の教育活動全体を通じて適切に行う。
- ② 生涯を通じて健康的な生活を送るための基礎を培う観点から、生活習慣病や性教育等の健康に関する現代的な課題や食に関する指導などは、健康教育の一環として、児童生徒の実態や発

達段階に応じて、適切に教育課程に位置付け、学校教育活動全体を通じて取り組む。

- ③ 児童生徒の健康の保持増進、安全の確保を期し、効果的な学校保健・安全計画を作成し、学校保健委員会を有効に活用するなど学校組織一丸となって計画的に遂行する。

4

一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育の展開

【特別支援教育の充実のための体制整備】

障害の有無にかかわらず、全ての子供の教育的ニーズを把握し、そのニーズに対応するため、特別支援学級の児童生徒の適切な理解に努め、校内外の総合的支援体制を整備すると共に、特別支援連携協議会が中心となり児童生徒の将来の社会的自立を目指した指導・支援を適切に行い評価を加えることにより支援体制整備の充実を図る。

【特別支援教育の教育課程の編成】

- ① 特別支援学級の教育課程は、児童生徒の障害の状態を的確に把握した上で、小・中学校学習指導要領に基づき、自立し社会参加する資質を養うことを目指し、実態に即した教育課程を編成する。
- ② 特別支援学級においては、児童生徒並びに保護者の教育的ニーズを的確に把握した上で、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ「教育支援計画」と「個別の指導計画」を適切に作成し指導にあたる。

【共に学ぶ場の環境づくり】

特別支援学級においては、児童生徒の実態に応じて通常の学級との交流学习や共同学習を推進する。

5

崇高な使命を自覚し指導力のある教職員の育成

【教職員の人格の陶冶と指導力の向上】

教育の目的である「人格の完成」と「国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」を実現するためには、ひとえに教職員自身が人格の陶冶と指導力の向上に励み、地域の信頼に応え、職責の遂行に努めるものとする。

【実践的研究の推進と積極的な授業公開】

教員研修の一環として、授業研究を核とした実践的研究や七ヶ宿町教職員研究会活動を組織的・計画的に推進し、「地域に開かれた信頼される学校」として、保育所・小中学校間や保護者、地域住民や関係者に授業公開を積極的に行って評価を受けることにより、授業改善に資する。

【充実した校内研修の計画と実施】

授業改善に役立つ指導法の研修や今日的教育課題に関する研修、教職員のニーズに基づく研修やライフステージに応じた研修等、充実した校内研修の計画と実施に努める。

【関係諸機関を活用した教職員の資質向上】

総合教育センターや関係諸機関の研修に積極的に参加し、児童生徒の課題や学校の今日的課題を解決する情報を収集し、常に教職員としての資質向上に努める。

GIGAスクール構想の実現に向け、一人一台端末を有効活用するため教職員研修を実施しICT活用指導力の向上に努める。

【職員評価制度の有効活用】

学校の活性化と教職員の資質向上を目指して実施している「職員評価制度」を有効に活用し、自己評価と適正な面談の実施により、教職員個々及び学校力の向上が図られるようにする。

【職員コンプライアンスの体制の推進】

県民、町民の信頼に応えて学校教育の充実を図り、児童生徒の人間的な成長を促すために職員自らが模範となって法令やマナー、ルール等の様々な社会規範を率先して遵守する体制の推進を図る。

6

学校・家庭・地域の協働による開かれた学校の推進

【学校・家庭・地域の役割遂行と相互協力による学校教育の充実】

- ① 学校・家庭・地域が共に協働しながら、子供たちの豊かな成長を支え、「地域と共にある学校づくり」を進めるため、学校運営協議会を核として運営推進にあたる。
- ② 学校・家庭・地域は、それぞれの教育的役割と責任を自覚すると共に、相互の連携・協力により、充実した学校教育の推進に努めるものとする。

【適切な情報提供と説明責任を果たす信頼される学校づくり】

- ① 各学校は、保護者や地域住民の期待や要望等を的確に把握すると共に、学校経営方針や努力事項の策定にそれらを活かし、PTA総会や授業参観等を活用して説明し理解を求めると共に、実施状況を適時・適切に情報提供するなど説明責任を果たす。
- ② 各学校は、学校経営方針や努力事項の遂行状況について適時に評価・反省を加えながら課題を克服する対策を学校組織全体の英知を結集して策定・実行すると共に、授業参観や学校行事を活用して外部アンケート等を実施・分析することにより学校経営の改善に資するものとする。
- ③ 学校教育活動の取組状況を適宜発信することは、学校教育への理解と協力を得る上で非常に重要であり、学校便りや広報誌等により適時・適切に保護者や地域住民に広報する。

【人的・物的両面にわたる開かれた学校の推進】

- ① 各学校は、保護者や地域人材と協働して特色ある教育活動を推進すると共に、学校施設の開放と地域の社会施設等を積極的に活用するなど、人的・物的両面にわたる地域に根差した「地域に開かれた信頼される学校」を推進する。
- ② 給食に地場産の食材を積極的に使用し、地域の活性化を図ると共に安全・安心な給食を提供する。

【PTA活動の活性化】

PTA活動は、地域住民の一員である保護者と連携・協力して学校教育活動について考え行動する機会であり、「地域に開かれた信頼される学校」づくりを推進する上で有効な機会と捉え、積極的な参画によりPTA活動の活性化を推進する。

【地域活動への参画意識の啓発】

教職員が地域の諸行事に参加することは、視野を広め、地域への理解を深める上で有効であることから、教職員の地域活動への参画意識の啓発に努める。

【地域住民に対する学校の持つ教育機能の活用】

学校は、その実情に応じ可能な範囲で、学校施設・設備を活用した地域住民対象の公開講座等を開設したり、通常の授業へ参加できる機会を設けるなど、学校の持つ教育機能の活用に努める。

【学ぶ土台づくりの推進】

- ① 幼児期から思春期にかけての成長・発達のために、発達段階の違い、相互の活動や学習内容及び指導方法について理解し合い、保育所、小学校間で連携しながら、学びの土台をつくと共に、学びの連続性を確保し、「幼児教育から小学校への円滑な接続」に努める。
- ② 特に、学びの土台としての、幼児期から小学校までの時期に、基本的な生活習慣の確立（はやね・はやおき・あさごはん）と外遊びの充実を図り、保育所、小学校低学年とのアプローチカリキュラム及びスタートカリキュラムによる交流活動を展開する。

7

安全・安心で魅力ある学習環境の整備

【快適で魅力ある学習環境】

- ① 「環境が人をつくる」ことを学習環境整備理念の根底に据え、安全・安心と潤いやゆとりある学習環境の提供に努める。
- ② 児童生徒の作品や学習活動の取組等を適時・適切に掲示し、学習意欲の向上につながる学習環境づくりを創意工夫する。
- ③ 毎日の清掃活動を重視すると共に、学級花壇等を整備し、緑と花のある学校づくりに努め、環境美化の意識を醸成する。
- ④ 時代の要請を確実に把握し、特に子育て世代のニーズに応えるため放課後児童クラブを運営することで、学びと子育て両面の支援を行う。

【危機管理マニュアルの整備】

大規模地震・火山噴火・北朝鮮による弾道ミサイル・自然災害・鳥獣等への対策や不審者対策など各学校における危機管理マニュアルを整備し、事故等に迅速に対応できる実際的訓練を計画的に実施する。

【地域と連携した安全な環境整備】

- ① PTAや地域住民と連携・協力し合いながら、児童生徒の安全を確保し、校舎内外の環境を整備する。
- ② いじめの防止、早期発見のための対策及び対処のため地域住民と連携した、いじめ問題対策連絡協議会、専門家によるいじめ問題専門委員会を開催する。

【学校施設整備の充実】

児童生徒の安全な学習環境を確保するため、学校施設及び設備の安全点検・管理に努めるとともに、計画的に改修、修繕等を行う。

【社会教育の基本方針】

豊かな風土と歴史に培われた文化を基盤として、町民だれもが心豊かに生涯にわたって学習することができる機会を提供すると共に、その成果を適切に生かせる生涯学習社会の実現に努める。

【令和4年度の優先事項】

1. ジュニアリーダー等、町の次代を担う青少年が活躍できる場を多く設け、地域社会の一員であるという自覚と、多様化する時代を生き抜く力を養うための事業展開に努める。
2. 家庭教育は、すべての教育の出発点であることを再認識し、子供が、基本的な生活習慣や人に対する信頼感、基本的倫理観などを身につけるために、保護者向けの事業を展開する。
3. 子供と地域の関わりを継続的に行うため、活動内容や人材育成の充実を図る。

【重点努力事項】

【社会教育の基本方針】に則り、庁内組織や関係諸機関及び町民との連携・協働を進めながら、生涯学習社会の実現に向け、以下の重点努力事項の達成に努める。

1

生涯学習を推進する上での体制整備

(1) 地域の特性を踏まえた生涯学習体制

【特色ある事業計画と評価】

- ① 地域性やライフステージ毎の課題といった町民のニーズに対応したカリキュラムの準備に心掛け、豊かな自然と文化を生かした特色ある社会教育計画を立案し、総合的・体系的な事業を展開する。
- ② 社会教育関係職員のみならず、庁内組織や関係諸機関及び町民を含めた事業体制を組織し、事業参加者と関係者が「共に学び合う事業展開」を図る。
- ③ 関係者や参加者からの意見を広く集め、一時的な評価にとどまらず長期的視点での事業評価を行い、より良い施策の立案に努める。

【分館長・分館主事の役割と分館施設の活用】

- ① 公民館分館長・分館主事は、地域のニーズに対応した公民館分館施設・設備の管理運営に努めると共に、各種事業の計画にあたる。
- ② 公民館分館は地域に密着した社会教育施設であり、これからの地域コミュニティの核として地域の特性を生かした社会教育事業を行うと共に、地域の課題解決のため広い分野での活動拠点として有効活用を図る。

【図書利用の促進】

- ① セブツ宿町多目的交流棟図書コーナーを管理し、町民の知的欲求に応えるため、新鮮で魅力的な図書資料を整備するとともに有効な活用を図る。
- ② 幼少期からの読書週間定着を図るため、学校や関係機関と連携して図書利用を促進し、生涯にわたり本に親しむ学習環境の充実に努める。

【社会教育団体の育成・支援】

町民の自発性・自主性を尊重しながら、社会教育関係団体の育成・支援を行い、町民主体の社会教育活動を推進していく。

【学社連携・協働教育の推進】

- ① 協働教育の実践のため、家庭・地域・学校が一体となり、地域の教育力の向上を目指すための、効率的かつ有効な体制整備に努める。
- ② 町内各学校の児童生徒数が少人数であることを踏まえ、保育所・小学校・中学校・高等学校の協力のもとに、芸術・文化やスポーツ事業などにおいて異年齢交流を推進し、学社連携・協働教育事業を実施する。

【コミュニティ活動の支援】

持続可能なまちづくりとコミュニティの充実に推進するため、老朽化しているコミュニティ施設備品の更新を図り、安全に事業を実施でき安心して集える場の整備を行う。

【ボランティア活動の支援】

地域社会への参加や自己実現、意識啓発のため、生涯学習社会におけるボランティア教育の充実に努め、町民及び団体のボランティア募集、養成・育成に努める。

(2) 生涯学習情報提供機能の整備

【情報の収集と効率的な発信】

- ① 関係機関や各自治体・社会情勢等の情報を収集することで、多面的な事業展開の参考とする。
- ② 広報「しちかしゅく」や生涯学習情報誌「まめのき」、インターネット等により広く効率よく学習情報を発信し、町民の学習機会の充実に努める。
- ③ 学校教育機関や庁内関係機関との連絡を密にし、行事・事業の効率的な展開を図ると共に、行事予定表などで町民に広く周知する。
- ④ 仙南広域視聴覚教材センターの教材を活用し、メディアの持つ「見る（聴く）楽しさ」を有効に利用して、視聴覚教育の振興に努める。

2

特色ある社会教育事業の推進

【家庭教育事業の推進】

- ① 子供に、「はやね・はやおき・あさごはん」等を含む基本的な生活習慣や豊かな情操、他人に対する思いやりなどの基本的倫理観、自立心や自制心といった社会的なマナーなどを身に付けさせるため、保護者に対する家庭教育事業や、子育てサポーターの養成、教材の有効利用などを推進しながら家庭教育に対する意識の啓発を図る。
- ② 保育所、学校、保健センター等と、家庭教育に関する情報や施策を共有し、担当者レベルでの連携会議を必要に応じて開催し、事業対象者への細やかな情報提供に努める。
- ③ 家族構成の変化に伴う子育てや家庭教育に関する課題及び情報の共有を行うため、交流の場を設ける。

【青少年教育事業の推進】

- ① 郷土の歴史・文化や四季折々の豊かな自然、町内外の社会教育施設等を有効に活用し、町外の児童生徒との交流も視野に入れた体験活動を実施する。
- ② 地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、適切な遊びや生活の場を確保し、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を推進する。
- ③ 青少年の健全育成と非行防止に向けて、関係諸機関との連携のもとに、きめ細かな青少年健全育成に努める。
- ④ ジュニア・リーダーズサークルの育成・支援を行い、青少年のボランティア活動を推進することで世代間交流を活発化し、青少年の自己有用感を高めるとともに、子ども会や関係諸機関との相互関係を強化する。
- ⑤ 青年自らが自発的に学習する機会を提供すると共に、少年期からの継続的な学習プログラムを立案し、地域社会の一員としての自覚を認識させ、地域の担い手としての基礎をつくる。

【成人教育事業の推進】

- ② 地域づくりを担う成年層の、環境や福祉、経済や教育など、あらゆる課題の解決のため、町民の多様なニーズを把握して学習機会を提供し、個人のスキルアップや地域活性化、生きがいづくりに資する講座を開催する。
- ③ 男女共同参画意識の醸成に向けて、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができるよう啓発を図る。
- ③ 町民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要であることから、間違いのない人権教育の推進・啓発を行う。
- ④ 町民が自主的に考え実行する、コミュニティ活動の実現に向けて、地域の自治意識の高揚を図るための支援に努める。
- ⑤ 町内にある豊富な学習資源（歴史、文化、自然、人材）を発掘し、町民に広く共有しながら生涯学習の場で活用を図ると共に、地域づくりのキーワードとして取り組む。

【高齢者教育事業の推進】

- ① 高齢者が抱える課題解決を図るため、高齢者間の親睦を図りながら学べる環境づくりを目指し、保健・福祉・医療等の関係部局と連携を強化し、生涯にわたる多様な学習機会の提供に努める。
- ② 世代間の交流を通して、培ってきた知恵や知識を次世代に引継げる環境づくりに努め、ボランティア活動を始めとする、高齢者の自主的な社会参加を促し、生きがいづくりを推進すると共に、高齢者を地域みんなで支え、安心して暮らせる地域づくりに努める。

3

芸術文化の振興と文化財の保護・伝承

【芸術文化活動の振興】

- ① すぐれた芸術・文化に親しむ機会を設け、町民に鑑賞する機会を広く提供し、豊かな感性を養う。
- ② 地域に根ざした特色ある文化団体等の支援を行い、郷土の文化や芸能の維持発展のために努める。

【文化財の保護・整備】

- ① 文化財は、歴史・文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に、将

来の文化の発展向上の基礎をなすものであることから、適切な保存・活用を図り、町民の文化財に対する理解と認識を深め、併せて文化財保護意識の高揚に努める。

- ② 郷土の文化遺産を調査し、特に重要な文化財については指定・登録の手続きを行う。
- ③ 町内には埋蔵文化財は約80カ所の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の存在が周知されており、その保護を行うため公共事業及び民間の開発事業等に伴う調査を行う。
- ④ 町指定・登録となった文化財を次世代へ伝達するために、適切に保存・活用する。

【水と歴史の館の有機的な運営】

- ① 考古資料・民俗資料・古文書資料等の歴史に関する資料や、水とダムに関する資料を収集・保管し、これらに関する企画展を計画的に開催し、町民の教育文化の向上に資する。
- ② 生涯学習を振興するための重要な社会教育施設として機能していくために、特色ある施設を目指し、「歴史学講座」や講演会等の積極的な開催に努める。

4

生涯スポーツ推進体制の整備

【生涯スポーツ推進体制の整備】

- ① スポーツ推進委員及び社会体育推進員を委嘱し、生涯スポーツ事業の企画や指導、各地区でのスポーツ振興を推進する。
- ② スポーツ推進会議を開催し、教育委員会が行う生涯スポーツ事業について、広く町民がスポーツに親しみ体力の増強と健康で豊かな生活を送るための協議を行う。
- ③ 総合型スポーツクラブの設立に向け、関係機関の理解を深め、可能性についての協議を進める。
- ④ 中学校における運動部活動の地域での受け皿を検討し、環境整備を進める。

【生涯スポーツ事業の推進】

- ① 「生涯現役」となるよう町民の健康・体力づくりを図ると共に、ニュースポーツを含めた生涯スポーツの普及に努め、仲間づくりや相互理解を推進する。
- ② 町内の施設を有効に活用した各種スポーツ行事・スポーツ教室などを開催し、町民のスポーツ活動団体への支援と、町民の参加意欲を高める。
- ⑤ 指導者の育成に努め、地域づくりに密着したスポーツ活動を推進する。

5

安全・快適な学習環境の整備

【社会教育施設の管理】

町民が安全で快適に学習できるための環境を整えるため、社会教育施設の計画的な修繕や改修を行う。

【幼児教育の基本方針】

- 生涯にわたる人格形成の基礎が培われる時期であることを認識し、基本的諸能力を伸長し、心身共に健康な成長発達と生きる力を育む保育に努める。
- 楽しく豊かな集団生活の中で、一人一人の心の育ちを尊重し、ふれあいを大切にしながら人と関わる力を育てる。

【令和4年度の優先事項】

- 1 幼児の発達の過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、幼児の興味や関心、発達の実態を踏まえ、ねらい及び内容を明確にした保育計画の編成に努める。
- 2 幼児の主体的な活動を促し、幼児の発達に必要な豊かな経験が得られるよう、活動場面に応じて適切な援助を行うよう努める。
- 3 保育所生活の中で他者への思いやりや善悪の認識等、規範意識や道徳性の芽生えが培われるよう指導を工夫する。
- 4 子供の発達や学びの発達の連続性を確保できるよう、アプローチカリキュラム等の指導計画を実践し、保・小連携の推進を図る。
- 5 家庭や地域との連携を一層進める中で、基本的な生活習慣の育成を図り、健全な心身の基礎を培うように努める。
- 6 特別な配慮を要する幼児については、個々の実態に応じて、家庭及び関係機関と情報共有を図りながら適切な支援に努める。
- 7 幼児の安全確保のために、危機管理マニュアルの見直しと安全点検、安全指導の充実を図り、事故防止に努める。

【重点努力事項】

【幼児教育の基本方針】に則り、「学ぶ土台づくり」の基礎を培う時期であると捉え、家庭や地域と連携を図りながら、全職員で幼児一人一人を育てるという視点に立ち、以下の重点努力事項の達成に努める。

1

発達段階及び個に応じた保育計画の編成

- (1) 豊かな教育活動の展開
育てたい姿をイメージし、個々の発達段階に応じて指導内容や環境構成に留意した指導計画を作成する。
- (2) ユニバーサルデザインを取り入れた保育指導
 - ① 場の構造化（自分の物や場所が視覚的に分かる工夫など）
 - ② ルールの確立（座る位置や歩く方向が視覚的に分かる工夫など）
- (3) 特別な配慮を要する幼児への適切な支援
 - ① 多面的な実態把握と共通理解及び支援体制の充実と強化を図る。
 - ② 特別な支援を要する子ども一人一人の持てる力を高め、困難を改善または克服するために、関係機関や支援員との連携による適切な保育指導の充実に努める。

2**子育て支援のための環境整備**

- (1) 保護者が子供の成長に気付き、子育ての喜びを感じられるように支援する。
- ① 一人一人の保護者の状況を踏まえ、子供と保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう適切に支援する。
 - ② 保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重する。
 - ③ 地域の関係機関等との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努める。

3**食育及び給食指導**

- (1) 食事を楽しみながら、良い食習慣を身に付け、健康な体をつくるための基礎を培う。
- ① 給食を実施し、子供の成長に必要な栄養バランスのとれた食生活を推進する。
 - ② 食事のマナー、片付け等の適切な指導を行い、自らできるように支援する。
 - ③ 給食展示や献立表、食育だよりの発行による家庭への情報提供に努める。
 - ④ 栄養講話やクッキング体験などを実施して、食への興味・関心を高める。

4**健康支援**

- (1) 健康発育状態や心身状態、家庭生活療育状態の把握
- ① 内科・歯科健診（年各2回）、身体測定（毎月1回）を実施する。
 - ② 全職員で日頃から子ども一人一人の健康状態等を把握し、健康管理を行う。

5**防災・安全教育**

- (1) 子供たちの安全を確保するため、各種の避難訓練等を実施し、職員間で共通認識を図る。
毎月1回避難訓練を実施する（地震、火災、不審者、保小中合同引き渡し訓練等）

6**育みたい資質・能力の明確化と小学校教育との円滑な接続**

- (1) 健康、人間関係、環境、言葉、表現など、5領域の内容を踏まえた遊びを通しての総合的な指導の充実を図り、次の3つの資質・能力について活動全体を通して育む。

【知識及び技能の基礎】

遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする。

【思考力、判断力、表現力等の基礎】

遊びや生活の中で、気付いたことやできるようになったことを使い、考えたり、試したり、表現したりする。

【学びに向かう力、人間性等】

心情、意欲、態度が育つ中で、より良い生活を営もうとする。

- (2) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化と七ヶ宿町保・小連携接続カリキュラムの実践を通して、職員相互及び保護者、地域との協働体制を構築し、円滑な接続を図る。

【健康な心と体】

保育所生活の中で、充実感を持って自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しを持って行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

【自立心】

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信を持って行動するようになる。

【協同性】

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感を持ってやり遂げるようになる。

【道徳性・規範意識の芽生え】

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、決まりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

【社会生活への関わり】

家族を大切にしようとする気持ちを持つと共に、地域の身近な人とふれあう中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみを持つようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになると共に、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

【思考力の芽生え】

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、様々な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる意見があることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをより良いものにするようになる。

【自然との関わり・生命尊重】

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探求心を持って考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まると共に、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。

【数量・図形・文字等への関心・感覚】

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要性に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚を持つようになる。

【言葉による伝え合い】

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

【豊かな感性と表現】

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲を持つようになる。